

非正規に賞与・退職金なし「不合理」といえず 最高裁

非正規従業員に賞与や退職金が支払われなかったことの是非が争われた2件の訴訟の上告審判決で、最高裁は、不支給を「不合理とまでは評価できない」との判断を示しました。いずれも二審の高裁判決は一定額を支払うべきだとしており、原告側の逆転敗訴が確定しました。ただ、最高裁は他方で「格差の状況によっては不合理との判断があり得る」とも指摘しています。

賞与が争点となったのは、大阪医科大学の元アルバイト職員が訴えた訴訟で裁判長は、正職員は試薬の管理などに携わり、仕事が易しかったアルバイトとは業務内容に違いがあったと指摘しました。

退職金が争われたのは東京メトロ子会社の「メトロコマース」の元契約社員を巡る訴訟で、裁判長は正社員の間で役割などに差があったと判断し、契約社員として10年前後働いた点を考慮しても、退職金の不支給は不合理とまでは評価できないとしました。

その一方で日本郵便の正社員と契約社員の待遇格差の是非が争われた訴訟の上告審判決で裁判長は、契約社員に扶養手当や夏期冬期休暇などが与えられないことを「不合理な格差」に当たると判断しています。

政府は同一労働同一賃金のルールを推進していますが、待遇をどこまで「同一」にすべきかなど企業の現場に戸惑いは根強く、司法判断の積み重ねを求める声も多くあり、これらの一連の判決が政府が進める「同一労働同一賃金」の運用に一定の影響を与える可能性もあります。

外国人技能実習生が働く事業所 7割超で労基法違反 厚労省

外国人技能実習生などから相談や通報を受けて、労働基準監督署が実習生が働く全国の事業所に昨年立ち入り調査を行った結果、7割を超える事業所で違法な時間外労働や残業代の未払いなどの違反が確認されたことが厚生労働省のまとめで分かりました。企業などで日本の技術を学びながら働く外国人技能実習生は、去年12月の時点で全国でおよそ41万人に上っています。

このうち、労使で決めた上限を超えて違法に時間外労働をさせるなどの労働時間に関する違反が21.5%、職場の安全管理などに関する違反が20.9%、残業代の未払いが16.3%などとなっています。厚生労働省によりますと、1か月の残業時間が100時間以上に上ったり、最低賃金を大幅に下回る時給400円ほどで残業させられていたケースもありました。厚生労働省は「違法な働き方をなくすために労働基準監督署による立ち入り調査や是正指導を引き続き進めたい」と話しています。

道内の新型コロナウイルスの影響による解雇少なくとも1444人

北海道労働局は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、9月下旬までに、道内で少なくとも269事業所の1444人が解雇されたと明らかにしました。解雇見込みを含めると293事業所2433人に上ります。ハローワークの窓口寄せられた相談や報告などを基に把握した数値で実際にはさらに増える可能性があります。なお、休業手当を支払う企業への雇用調整助成金などの申請は9月末現在、道内4万4821件、支給決定は4万1430件となっています。



- 小樽雪あかりの路 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【マタハラ（マタニティハラスメント）】

「マタハラ」とは、マタニティハラスメントの略で、働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味する言葉です。マタハラは「セクハラ」、「パワハラ」とともに、働く女性を悩ませる 3 大ハラスメントの 1 つとされており、事業主は男女雇用機会均等法によりマタハラを防止するために必要な措置を講じることが義務づけられています。

事務所より

11月に入り朝晩はグッと寒くなってきて、ストーブをつける日も出てきました。山間部では降雪の予報を見かける事もあり、そろそろ車のタイヤ交換時期でもありますね。連日新型コロナウイルスの話題ばかりで気が滅入る事もありますが、感染予防に努めながら、まずは目の前の仕事を精力的にこなしていきたいものですね。

今号の記事にも載せましたが、先月正社員と非正規社員の待遇差を争った最高裁の3つの重要判決が出ました。内容は記事の通りですが、来年4月から中小企業にも本格適用される同一労働同一賃金関連の改正法にも影響を与えそうです。ただ、今回の判決が今後の正社員と非正規社員との待遇差への対応について流れを作っていくことは間違いありませんが、あくまでこの同一労働同一賃金の事案については個別判断が原則となっております。具体的には個別の事案ごとに正社員と非正規社員との待遇差がその業務の内容や範囲、責任等に見合っているかを判断することになります。多くの判例が出ているとはいえ、その判断はかなり難しいものとなります。非正規社員を含めた会社の給与体系や待遇等を検討の際には会社全体を捉えた総合的な判断とバランスが必要になるかと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

昨年も死亡労働災害が道内ワーストワンとなった十勝ですが、今年も死亡労災をはじめ労災事故が多発しています。特に十勝ではこの時期、農作物の収穫、建設工事の竣工が集中することから例年労災事故、交通事故が多くなる傾向にあります。年末に向けさらに忙しさを増す事業所様も多く、コロナ禍の中、色々と難しい面もありますが、朝礼やミーティング等で業務中における注意を促すとともに安全器具や装備の取り扱いを含め安全確認を徹底し、労災事故を起こさないという職場意識を高めることが重要かと思えます。

